

## 宇治市公共交通活性化委員会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇治市公共交通活性化委員会設置要項(平成25年4月18日策定、以下「要項」という。)第8条の規定に基づき、宇治市公共交通活性化委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、会議の7日前までに会議の日時、場所及び議案等を要項第3条に規定する委員並びに要項第6条第3項に規定する会長が出席を求めた者(以下「委員等」という。)に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

### (欠席の届出)

第3条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

### (委員等の代理)

第4条 委員等のうち学識経験者および、会長が出席を求めた者の代理は認めない。ただし、代理者が出席する場合は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

### (会議の公開)

第5条 会議は、要項第6条第4項の規定に基づき原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (会議録)

第6条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、会長及びあらかじめ会長が指名する委員が署名するものとする。

### (雑則)

第7条 この規程に定めのない事項は、委員会の議決を経て会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成25年5月31日から施行する。